

【技術職】上席技術員、グループリーダー等課長級として採用する場合

審査基準
【技術能力・実績の観点】 ・職務に応じて、安全衛生管理、建設工務、情報処理に係る資格の有無及び当該保有する資格に基づく業務実績の有無及びその内容 ・技術職７級に相応しい高度な知識・技術を活用した業務実績の有無及びその内容 ・論文、特許取得、外部資金獲得等の実績の有無及びその内容 ・大型契約、会計実地検査等における技術的支援の実績の有無及びその内容 【管理能力・実績の観点】 ・部レベルの組織目標・戦略、事業計画の立案等を行うことができる能力を示す実績の有無及びその内容 ・課レベルの組織を取りまとめる能力を示す実績の有無及びその内容 【支援業務、人材育成等の観点】 ・機構本部での勤務及び外部機関への出向時の実績の内容 ・人材育成やアウトリーチ活動への貢献の有無及びその内